

新潟市告示第 280 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市岩室農村環境改善センター・新潟市巻農村環境改善センターの使用料徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター
所在地 新潟市中央区上所1丁目11番4号

2 徴収事務を行わせる歳入

- ・新潟市岩室農村環境改善センターの使用料
- ・新潟市巻農村環境改善センターの使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年4月1日

4 徴収事務を委託した日

令和7年4月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで